

## 知的障がい生徒自立支援コースと共生推進教室の違い

大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めている。府立高等学校においても、修学上の配慮を要する多くの生徒が学ぶ。

知的障がいのある生徒たちは、障がいのない生徒との学びや交友を通して、自立心や社会性等、集団の中で生活する力をつけている。周囲の生徒たちは、知的障がいのある生徒とともに学ぶことを自然にとらえ、お互いを尊重し、支え合う姿勢を育んでいる。

	知的障がい生徒自立支援コース	共生推進教室
それぞれの特徴	高等学校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒が生き生きと学び、障がいのあるなしに関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めていくことをめざす。	職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていくことをめざす。
クラスの所属	コースを設置している高等学校のクラスの所属になる	共生推進教室の所属になる。また、共生推進教室を設置した高等学校のクラスにも位置づけられる。
学習評価	生徒の障がいの状況に応じて、各教科・科目の学習目標を設定し、学習目標の達成のようすを基準に評価（個人内評価）する ※単位を認定する	生徒の障がいの状況に応じて、各教科・科目の学習目標を設定し、学習目標の達成のようすを基準に評価（個人内評価）する
卒業証書	高等学校	高等支援学校
就労支援の取組み	コースをもつ高等学校内での就労指導	本校である知的障がい高等支援学校で週1回程度、職業に関する専門教科を学ぶ
教員	高等学校の教職員が生徒の教育にあたる	高等学校と支援学校の教職員が協働して生徒の教育にあたる
部活動	高等学校に設置されている部活動に参加。全日制高校の大会に出場する。	高等学校に設置されている部活動に参加。全日制高校の大会に出場する。特別支援学校の大会にも出場できる。
授業の実施方法	1. クラスでの授業（付き添いの教員等がない） 2. クラスでの授業（付き添いの教員等がいる） 3. 小集団授業（コース、教室に所属する生徒が集まって行う授業） 4. 個別の授業…生徒・保護者のニーズをふまえ、生徒の状況に応じて、それぞれの形態を組み合わせる授業を行う	

- ・両者の大きな違いは、卒業証書が高等学校か支援学校かである。
- ・就労に関して、共生推進教室は週1回程度の特別支援学校での学び、障害者雇用についての強みがある。
- ・卒業に関して、自立支援コースでは74単位以上の単位取得が必要となる。
- ・部活動に関して、自立支援コースは高校生の大会のみ出場。共生は高校生の大会、特別支援学校の大会の両方に出場可能。
- ・両者とも高校生として学校に通い、高校生として皆と一緒に学ぶ。高卒資格がもらえるか否か、就労支援に力を入れてもらえるか否か、自分のキャリアを考え選択する。